

東地特捜第 289 号
平成 16 年 3 月 30 日

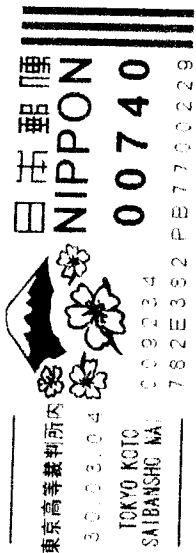
半 澤 一 宣 殿

東 京 地 方 検 察 庁
特 別 捜 査 部 直 告 班

貴殿から送付された「列車爆発テロに悪用され得る車両の欠陥構造を放置し続ける鉄道事業者に対する告発状」と題する書面（2004年3月23日付け）について検討しましたが、告発の対象となる犯罪事実が特定されているとは認められません。

告訴・告発は刑罰法規に該当する具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものであるところ、告訴・告発するに当たっては、だれが、だれと、いつ、何処で、何を又はだれに対し、どんな方法で、何をしたか、それがいかなる犯罪に該当するかなどについて、できる限り特定する必要がありますが、上記書面には具体的な犯罪事実の記載がありません。

よって、御検討願いたく、上記書面・添付資料及び追加資料は返戻します。



簡易書留

半澤一宣殿

足立区

東地特搜第

209
号

